

第四次草加市総合振興計画第三期基本計画 令和5年度第1回振興計画審議会会議録

日 時	令和5年4月10日（月）19時00分～20時00分
場 所	本庁舎西棟5階 第1・2会議室
出席者	欠席なし（別紙草加市振興計画審議会委員名簿のとおり） 【事務局（総合政策課）】 津曲総合政策部長、高橋副部長兼総合政策課長、 勝田課長補佐、夢田課長補佐、堀込主査、日高主任、齋藤主任、三浦主事 高木主事
資 料	【資料】 次第 資料20 振興計画審議会での意見等と対応等 資料21 第三期基本計画素案（個別施策部分）修正案 資料22 答申書（案） 資料23 第四次草加市総合振興計画基本構想・第三期基本計画素案 資料24 重点テーマについて 【参考資料】 第四次草加市総合振興計画基本構想・第二期基本計画 第四次草加市総合振興計画実施計画2022 草加市地域経営指針ver. 3 第2期草加市版総合戦略 草加市実施計画2021 第2期草加市版総合戦略 令和3年度進捗管理結果 令和3年度ダイジェストシート結果報告 第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の検証結果報告書 令和3年度施策評価市民アンケート報告書 草加市統計データブック2022 草加市振興計画審議会 質疑書

1 開会

（司会）

令和5年度第1回草加市振興計画審議会を開催させていただきます。

まず、審議会に先立ちまして、年度末に総合政策課の職員に異動がありましたので、ご報告させていただきます。

【異動職員の報告】

改めまして総合政策部長からご挨拶を申し上げます。

【総合政策部長挨拶】

（司会）

それでは審議会に移らせていただきます。

まず本日の会議でございますが、出席委員15名、全員となっております。従いまして委員の過半数のご出席がありましたので、草加市振興計画審議会条例第6条第2項に基づきまして会議が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして本日の資料を確認させていただきます。

【資料確認】

2 会議の公開について

【会議を公開とする】

3 傍聴人について

【傍聴人なし】

4 会議録の署名委員について

【署名委員：大谷委員、延原委員】

5 説明【質疑応答】

(1) 令和4年度第5回草加市振興計画審議会での意見について

(資料20、21に基づき事務局より説明)

(延原委員)

施策33「心と体の健康づくり」の「国民健康保険加入者の健康増進」の部分について、健康増進は予防の中の一次予防で、病気にかからないことが一次予防であり、その中でも特に普通の状態からさらに健康を高めることが健康増進です。ここに書いてある内容は二次予防のもので、病気になった場合になるべく早く見つけ、早く治療をすることによってあまり悪くならないようにしましょう、後遺症が残らないようにしましょうということです。健康増進というタイトルだと、中身と一致しない気がします。

同施策の別の施策の柱に「生涯にわたる健康づくりの推進」とあり、その中で早期発見、受診勧奨については入ってきているわけですから、「健康づくりの推進」等とするとよいと感じます。ここでは健診のことしか書いていないのですが他にもあるというお話ではあったかと思いますが、ここだけ見ると健康増進と書いてこの内容では不一致があると感じました。

(会長)

そのご指摘について、事務局いかがでしょうか。解釈について、健康増進ということだと書いてある文言が必ずしも一致していないのではないかというご指摘でした。もし変えるのであれば、左下の「健康づくりの推進」を当てたほうが広く捉えられるというご説明があったと思います。

(事務局)

いただいたご意見を参考に修正する方向で担当課と調整します。

(会長)

そうですね。担当課と調整していただければと思います。

それ以外の点については了解をいただいたということですのでよろしいですか。

(反対意見なし)

(2) 重点テーマについて

(資料24に基づき事務局より説明)

(会長)

重点テーマは皆様に一番ご議論をいただいたところですので。変更点としては、「市民自治を

原則とした」という文言を自治基本条例の前に追加している点、重点テーマの一要素であった図の中の黒字の箇所を削除しているという点になります。

例えば防災・防犯は、前回の案では持続可能性が向上するまちづくりに入っていますが、これを進めていく上ではパートナーシップという原則が大事になります。多様性、地域性を考慮しながら進めていくことも大事なので、これを書いてしまうとそこに限定されるのではないかということが庁内から出てきたということです。ですからこの黒文字部分を外して、どれがどこに入るか敢えて具体的には示さないという修正案になります。

(浅古委員)

追加された「市民自治を原則とした」とは、具体的にはどういうことなのか。

(事務局)

市民自治は、市だけではなく市民の皆様、市議会がそれぞれ役割を持ち、市政に取り組むということです。

(浅古委員)

市民自治は分かるのですが、「原則とした」というのはどういうことですか。

(事務局)

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」については、その内容が「市民自治を原則として」という立場の中で条例がつくられているということでございます。

(会長)

「市民自治に基づく」というようなことでしょうか。「原則とした」とすると原則ではないものがあるのではと感じる、そういうことですね。「基づく」、「という考えによる」などと表現を変えるとよいでしょうか。

(浅古委員)

これを敢えて入れた意図がよく分かりません。これを入れることによって町会等に投げ出すようなイメージがあるのですが。

(会長)

自治基本条例の中にこの「市民自治」が使われているということでしょうか。

(事務局)

参考資料の第四次草加市総合振興計画をご覧いただくと、148ページに「みんなでまちづくり自治基本条例」の前文がございます。こちらの2段落目に「市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します」と記載がございましたので、「市民自治を原則として」という言葉を追記させていただきたいというところでございます。

(会長)

自治基本条例を皆さんはご存じないかもしれませんが、市民の役割、市の役割、議会の役割をきちっと規定しようということで、草加市では平成16年につくられました。当時いろ

異なる自治体で自治基本条例をつくるのがトレンドになっていて、草加市も同じような形でつくっています。

これを見ると「行政は何もしないので、町内会や自治会など、市民にお願いします」ということではなくて、対等に議論をし、お互いが役割を認識し合って、それぞれが担いましょうという条例なのです。

当時各自治体では結構賛否がありました。議会にはチェック機能があるので、このような条例をつくるのが議会軽視につながるということで、否決されるような自治体も多かったのです。草加市ではむしろこれをつくった経緯で議会、市、市民の三角形がきちんと対等に議論できるようにということで、これはパートナーシップという形で資料にも載っています。草加市としてはそれを大事にしたいというニュアンスで、ここに市民自治を追加したということですね。

(事務局)

市民の皆様にも丸投げするということではありません。市だけで決めてどんどん進めるということではなく、市民の皆様も含めて草加市のことを一緒に考えていくというところで、市民自治という言葉を使わせていただいています。

(会長)

しっかりと3者の役割を認識して主体的に動いて物事を決めていこうというスタンスへのこだわりを感じます。

自治基本条例をここに持つてくること自体がかなりユニークだと思っていますし、パートナーシップもそうです。そこに「市民自治を原則とした」という言葉を追記したということで、それぞれが役割を担いながら対等なパートナーシップ関係を結んでいきたいと思いますという、意思を示しているということです。

全国でも先進的な取組になると思いますので、しっかりと進めていただきたいという思いが強いです。

(浅古委員)

具体的に、例えば町会がどういう動きをするということは想定しているのですか。

(事務局)

町会に具体的に何かを依頼するという事は出ていないのですが、市長のスタンスとして、しっかり皆さんと対話をしていこうという考えがあります。そういう意味ではまちづくり懇談会に市長が出席させていただく中で、ご相談しながら進めていこうということがございます。これからそういったいろいろな機会を設けていこうという方向性の中でこの文があるということをご理解いただければありがたいのかなと思います。

(会長)

町会・自治会だけではなく、市民自治は敢えて町会・自治会に限定せずに、いろいろな団体と並列しながら支援していこうという形だと私は思っています。

(小川委員)

「市民自治を原則とした」を「市民・市議会・市の」の箇所に移したほうが良いような気がします。

(会長)

「～自治基本条例」を定め、「だれもが幸せなまち」を実現するために、市民自治を原則とした市民・市議会・市の三者の関係～」という形でしょうか。

(小川委員)

「市民、市議会、市が市民自治を原則として」と、148ページにはそのような感じで書かれています。

(会長)

むしろ「市民自治を原則とした」という言葉を下に持ってきて、そういった関係でしっかりやってくださいということでしょうか。

(小川委員)

「～自治基本条例」を定め、「だれもが幸せなまち」を実現するために～」となっていましたので。

(浅古委員)

頭にもつてくると、さっきのイメージが先に立ってしまいますよね。

(会長)

条例は条例で完結しているので、その前に付けるのではなく、条例の後ろに、例えば「市民自治を原則とした3者間の関係の構築を」等という形のほうが自然ではないかというご意見になります。

(事務局)

文章のつながりを考えるときに今のご意見を尊重させていただきつつ、ご相談させていただきたいと思います。小川委員から「市民・市議会・市の」の後ろに市民自治を付けるイメージでお話しされていましたが、文脈を考えると例えば「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定め、「だれもが幸せなまち」を実現するために、市民自治を原則として市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割、責務を定めています」とするのはいかがでしょうか。

(会長)

いいと思います。そのほうが自然であると感じます。

今は条例のほうにかかっているので、「市民自治を原則とした」は、「役割、責務を定めています」にかかるといえるということですね。

資料24では重点テーマの変更について、文言の削除について、環境、都市基盤等いくつか単語が並んでいたところは落ちることになります。

ご了承いただいたということで次に進みます。

(3) 答申について

(資料22を会長により読み上げ)

(会長)

1 番についてはその前の修正がありましたので、それに則る形で修正させていただきます。その他、文言の微妙な修正等については私に一任いただくということによろしいでしょうか。

(質問・意見等特になし)

(会長)

答申を作成しお伝えしていきたいと思います。

用意させていただいた議題は以上ということになりますが、もし何か皆さんから意見がございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(浅古委員)

会議をずっとやってきて、内容については納得できました。

市職員の皆さんについては、内側から物事を見ている視点であると感じました。もう少し市民目線を増やすという意味で、他市の例を挙げると越谷市ではご意見欄というものがあります。ホームページを見ると、その市がどれだけ市民目線に立っているかが大体読めます。草加は目立った産業もないけれども、ベッドタウンならそれでもいいので、住民が住んでいてよかったと思えるような市にするためには、市民の声を常に聴くことが大事だと思います。

ホームページには、最初のころにもお伝えしたように、聞いてきたから答えるという「お問い合わせ」ではなく、「ご意見・ご要望」欄を是非つくっていただきたい。そうすれば常に市民の声が入ってくるので、外からの見方も出てくると思います。それを要望したいと思います。

(会長)

先ほどの自治基本条例の話もありましたが、現在の市長は自治を進めるためにも市民の声を聴きたいと思っていると感じます。今後、市民の声を役所に反映させるような仕組みをつくっていかれるのではないかと思います。

(事務局)

会長、委員のご指摘どおり、市長は市民の皆様、様々な場面で頑張っている皆様のご意見を聞き、状況をしっかり把握して行政を進めるという姿勢です。具体的には、今までも様々な話を伺う機会がございましたけれども、それに加えてご自身が飛び出していこうということで、いろいろな企画を進めています。そのためにご相談をしていこうと思いますし、逆にこういったものもあるということをお教えいただけるとありがたいと思っておりますので、ご教示いただければと思います。

(会長)

新年度も始まり、そういった市の取組に期待したいと思います。

そのほか、ご意見いかがでしょうか。

それでは、11月に市長から諮問をいただきましたけれども、今回の答申をもって一区切りとなります。審議会についてもいったんこれで終了となります。

ここから先は、私のほうで答申させていただいたあと、新庁舎でイベント、計画のお披露目のようなものやってもいいのかなと思います。そういったことには委員の皆様にも参加いただくとか、あるいはご協力いただく形で、とにかくこの計画を広めて進めていくことが

非常に大事です。委員の皆様においては今日で一区切りですけれども、その点、また是非ご協力いただきたいと思います。市としてこういうものを広めていく、あるいは考え方を共有する、こういったことにご協力いただければと思います。

(榎本委員)

今後について、町会連合会の中で、市長のお話を聞く機会が毎年あります。その際に町会長・自治会からの資料に対しての質問の時間を設けていただいています。

(会長)

皆さんの中でも様々な団体に所属されている方は、適宜いろいろなところでこれを見る機会があると思います。

(事務局)

策定スケジュールの中で見ると、5月にはまだ間に合わないかもしれません。まちづくり懇談会の中では素案としてお示しできる段階ではないと思います。

(会長)

今後の策定スケジュールの話もありましたので、いつごろできあがるか、いつ議会を通すのか、パブリックコメントのスケジュール等を教えていただきたい。

それでは審議会はここで終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

6 その他

(事務局)

会長はじめ委員の皆様、本日も審議をいただきましてありがとうございました。

答申のスケジュールの前に少しお時間をいただきまして、総合政策部長より委員の皆様にお礼を述べさせていただきたいと思います。

【総合政策部長挨拶】

(事務局)

最後になりますが、本日答申いただきました素案に関しまして、今後の策定までの流れについてご案内させていただきます。本日いただいた素案につきましては、ホームページや各公共施設において公表し、市民の皆様からご意見を伺うパブリックコメントを5月から6月にかけて実施いたします。その後パブリックコメントにおいて寄せられたご意見への対応を公表後、9月定例会の議案として上程いたします。素案につきましては議会において議決をいただいた段階で成案となり、その後冊子の作成の作業に入り、年度内での完成を目指していきます。委員の皆様にはできあがり次第完成した冊子を送付させていただきます。

また市への答申につきましては、諮問を市長から会長にお渡しさせていただいた際と同様に、会長から市長に手渡しできるよう、改めて機会を設けたいと考えております。本来であれば本日の審議会後、速やかに行うこととなるところでございますが、是非委員の皆様新しい庁舎の市長室をご覧になっていただきたいと考えていることから、時期につきましては総合政策課の新庁舎移転が完了したあとの、7月から8月と考えてございます。日時につきましては改めてご案内させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

7 閉会

(事務局)

以上をもちまして令和5年度第1回草加市振興計画審議会を閉会させていただきます。
本日はありがとうございました。

以上